

日高村建設工事競争入札（日高村外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（平成21年12月21日告示第30号）

最終改正:

改正内容:平成21年12月21日告示第30号 [平成21年12月21日]

○日高村建設工事競争入札（日高村外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱

平成21年12月21日告示第30号

日高村建設工事競争入札（日高村外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、日高村外に主たる営業所を有する建設業者のうち、日高村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について定める。（入札参加資格者）

第2条 入札参加資格のある者は、次条において定める資格審査を受け、日高村建設工事入札参加資格者名簿（村外）（以下「資格者名簿」という。）に搭載された者とする。

（資格審査）

第3条 資格審査は、平成22年度を初年度とし、原則として隔年度で実施するものとする。ただし、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、資格審査を申請する日の直前の10月1日を審査基準日とする。

3 資格審査は、建設業法別表第1上欄に掲げる建設工事の種類（第5項第1号において「工事種類」という。）ごとにを行い、資格者名簿への登載を行うものとする。ただし、資格審査による格付けは行わない。

4 資格審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を審査基準日の翌年の1月4日から3月31日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、1月においてはその翌日、3月においてははその前日）までに提出しなければならない。

（1）高知県が定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）又は国土交通省の様式による申請書

（2）年間委任状（必要な者のみ。様式は適宜。）

（3）審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書原本又は抄本（写し可） 各一部

（4）その他日高村長が必要と認める書類

5 次に掲げる者は、資格審査を申請することができない。

（1）資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

（2）審査基準日の直近の8月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者

（3）審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合はこの限りでない。

（4）手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

（5）破産者で復権を得ない者

（6）その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

（入札参加資格の有効期間）

第4条 前条第1項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度及び翌々年度の2年間とする。

2 前条第1項ただし書の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度の1年間とする。

（変更届）

第5条 資格審査を申請した者及び資格者名簿に登載された者は、申請内容に変更があったときは、直ちに変更届（様式は任意とする。）を日高村長に提出しなければならない。

（入札参加資格の取り消し）

第6条 日高村長は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

（1）建設業の許可を取り消されたとき。

（2）第3条第4項に定める申請書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

（3）第3条第5項第4号、第5号又は第6号に該当することとなったとき。

（4）入札参加資格を辞退したとき。

- (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき
(会社合併等に係る取扱い)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下この項において「無資格者」という。）が合併した場合
- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に継承するときを含む。）場合
- (5) 有資格者と他の有資格者又は無資格者が中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第3号又は第4号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を継承した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

(入札参加資格の再審査)

第8条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を日高村長に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申し立てを行ったとき
- (2) 特定債務等の調整の促進ための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申し立てを行ったとき
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てを行ったとき

2 前項の資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を日高村長に提出しなければならない。

- (1) 国又は高知県が定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）を準用した申請書
- (2) 経営事項審査申請書類一式
- (3) 手続開始の決定書等の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) その他参考となる書類

附 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。